

令和6年度税制改正の概要

令和5年12月 こども家庭庁

令和6年度税制改正事項

➤ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け等に係る非課税措置の延長

〔所得税、個人住民税〕

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け及び児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税等を非課税とする措置を講じる。

➤ 児童福祉制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、贈与税、関税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、特別土地保有税〕

令和6年度に施行される児童福祉制度の見直しに伴い創設される社会福祉事業に係る税制上の所要の措置を講じる。

➤ こども・子育て支援加速化プランに基づく児童手当制度の改正に伴う税制上の所要の措置等

〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定等〕

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）においてとりまとめた「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく児童手当の抜本的拡充に伴う拡充後の児童手当について、引き続き非課税とし、また、差押えを禁止する措置等を講じる。

➤ 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の拡充及び延長

〔所得税〕

子育て世帯において、出産・子育てに対する不安や負担が大きいことが少子化の要因の一つであることを踏まえ、安心してこどもを育てられる環境整備の手段として、三世帯同居ができるよう、既存住宅について改修工事を行った場合の特例措置を2年延長する。

また、子育てしやすいよう一定の改修工事を行った場合については、同様の特例措置を令和6年に限り講じることとする。

※主管は国土交通省

1 大綱の概要

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け及び児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税等を非課税とする措置を講じる。

2 制度の内容

○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け

- ・母子・父子自立支援プログラム（※）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対して、住居費貸付を行っており、1年間の就業継続で返済免除となる。
- ・令和6年度予算を財源とする貸付を行った場合の**返済免除額（債務免除益）**について、引き続き**非課税措置を講ずる。**

（※）児童扶養手当受給者等に対し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせる自立支援のためのプログラム。

○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付け

- ・児童養護施設等を退所し、就職・進学する者等に対して家賃貸付、生活費貸付、資格取得貸付を行っており、家賃貸付、生活費貸付については5年間の就業継続、資格取得貸付については2年間の就業継続で返済免除となる。
- ・令和5年度補正予算を財源とする貸付を行った場合の**返済免除額（債務免除益）**について、引き続き**非課税措置を講ずる。**

児童福祉制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

(所得税、贈与税、関税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、特別土地保有税)

1 大綱の概要

- 令和4年の児童福祉法の改正に伴い令和6年度に新設・拡充される施設や事業について、既存の児童福祉施設や社会福祉事業と同様に、各種の非課税措置を講ずる。

2 制度の内容

- 児童福祉法に規定する事業に係る施設の利用に要する費用に充てるため支給される金品や、第二種社会福祉事業として行われる資産の譲渡等については、非課税等の措置が講じられている。
- 第208回通常国会において児童福祉法等の一部を改正する法律案が成立し、令和6年4月1日、既存の第一種社会福祉事業である**障害児入所施設を経営する事業**、第二種社会福祉事業である**児童自立生活援助事業**や**子育て短期支援事業等**について、その支援の対象範囲等が拡大されるほか、**親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業、里親支援センターを経営する事業**が社会福祉法上の第二種社会福祉事業に追加されることとなる。
- 改正児童福祉法により新設・拡充される施設・事業についても、既存の児童福祉施設や社会福祉事業と同様に、**
 - ① その事業に係る施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品に係る**所得税の非課税措置**
 - ② 一定の事業に係る施設の利用に要する費用を直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の**贈与税の非課税措置**の適用対象となる結婚・子育て資金の範囲に加える措置
 - ③ その施設・事業の用に供する施設に係る**固定資産税、不動産取得税、事業所税等についての非課税措置**等を講ずる。

1 大綱の概要

○既存住宅のリフォームについて、税制上の特例(標準的な工事費用相当額の10%に相当する額を所得税から控除)を措置。

- ・ 耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化リフォームの改修工事について、特例措置を2年延長(～R7/12/31)。
- ・ 個人※が、居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をした場合についても、新たに特例措置の対象とする(～R6/12/31)

※ 18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者に限る。

2 制度の内容

対象工事		対象工事限度額	最大控除額 (対象工事)
耐震		250万円	25万円
バリアフリー		200万円	20万円
省エネ		250万円 (350万円)	25万円 (35万円)
三世代同居		250万円	25万円
長期優良住宅化	耐震+省エネ+耐久性	500万円 (600万円)	50万円 (60万円)
	耐震or省エネ+耐久性	250万円 (350万円)	25万円 (35万円)
子育て [拡充]		250万円	25万円

※ カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合

※ 対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除

子育てに対応した住宅への リフォームイメージ



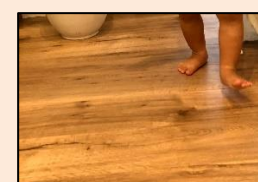
転落防止の手すりの設置



可動式間仕切り壁の設置



対面キッチンへの交換



防音性の高い床への交換

【子育て対応改修工事】

- ① 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- ② 対面式キッチンへの交換工事
- ③ 開口部の防犯性を高める工事
- ④ 収納設備を増設する工事
- ⑤ 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- ⑥ 間取り変更工事 (一定のものに限る。)

※ その年分の合計所得金額が
2,000万円を超える場合には、
本特例は適用しない。